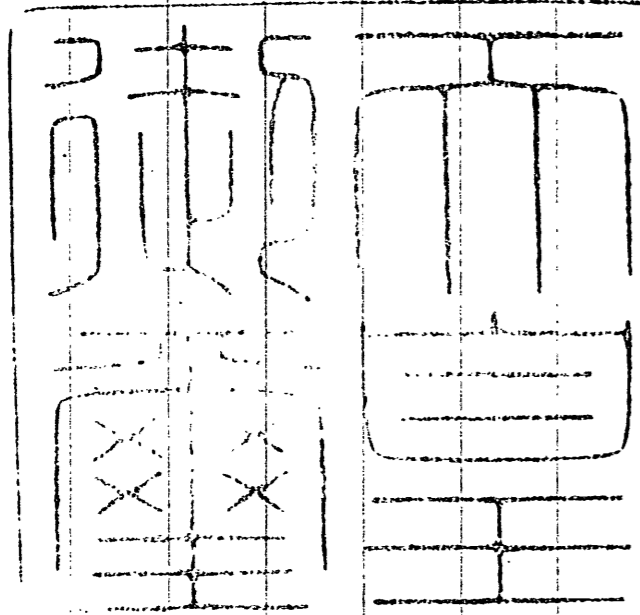


勅令第八十五號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ
經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ臨時財
産調査令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

裕仁



勅令第八十五號

臨時財産調査令

第一條 本令ハ戰時利得ノ排除、國家財政ノ再建、國民經濟ノ安定等ヲ目途トスル新稅ノ創設及確保ニ資スル爲命令ヲ以テ定ムル時期以下調査時期ト稱スニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スルヲ以テ目的トス

第二條 調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ當該財産ニ關スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

一 預金、貯金其ノ他此等ニ準ズル債權ニシテ命令ヲ以テ定ムルモ

二 公債、社債、株式其ノ他此等ニ準ズル財産ニシテ命令ヲ以テ定

ムルモノ

三 手形又ハ小切手ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

四 投資信託ノ受益權ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

四 前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル者一其ノ者ガ法人ナルトキハ當該
 法人ノ代表者及支配人其ノ他ノ代理人一ガ調査時期ニ於テ本州、北
 海道、四國、九州及命令ヲ以テ定ムル其ノ附屬島嶼ニ住所及居所ヲ
 有セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ規定スル者又ハ當該財
 産ヲ管理スル者同項ノ申告ヲ爲スベシ
 當該有價證券其ノ他當該財産ヲ證スル書面ヲ保管スル者ハ命令ノ定
 ムル所ニ依リ本人ニ代リテ第一項ノ申告ヲ爲スコトヲ得

大藏省

五 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル財産

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル者一其ノ者ガ法人ナルトキハ當該
 法人ノ代表者及支配人其ノ他ノ代理人一ガ調査時期ニ於テ本州、北
 海道、四國、九州及命令ヲ以テ定ムル其ノ附屬島嶼ニ住所及居所ヲ
 有セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ規定スル者又ハ當該財
 産ヲ管理スル者同項ノ申告ヲ爲スベシ
 當該有價證券其ノ他當該財産ヲ證スル書面ヲ保管スル者ハ命令ノ定
 ムル所ニ依リ本人ニ代リテ第一項ノ申告ヲ爲スコトヲ得

第三條 調査時期ニ於テ現ニ存スル左ニ掲グル契約ニシテ命令ヲ以テ

定ムルモノノ契約者又ハ郵便年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當
 該契約ニ關スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ
 一 生命保藏契約

一 正印知照状也
 如左のニシテ、
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

大藏省

二 金銭信託契約（投信信託契約ヲ除ク）又ハ有價証券信託契約
 三 庶務契約
 四 郵便年並契約
 前條第二項又第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之テ準用ス
 日本銀行券輸入令
 日本銀行券輸入令第一條第一項ノ規定ニ依ル預金、貯金又ハ
 金銭信託ヲ爲サントスル者及同條第三項ノ規定ニ依ル支拂ヲ請求セ
 る者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫金、貯金、金銭信託又ハ
 支拂請求ニ關スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スルシ
 第二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之テ準用ス
 第五條 法人ハ前令ノ定ムル所ニ依リ調査時期ニ於テル財産目録、貸借
 対照表、勘定及直轄債務ニ關スル明細書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之ヲ
 所轄稅務署ニ提出スベシ
 第六條 前令ヲ以テ定ムル事項ヲ爲ス個人ハ前令ノ定ムル所ニ依リ調

第六條 債權者ニ於テ其ノ事業ニ關シテ有スル財産及債務ニ關スル事項ヲ所
 轄稅務者ニ申告スベシ
 第七條 第二條又ハ第三條ノ申告ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所
 ニ依リ當該有價證券其ノ他當該財産又ハ契約ヲ證スル書面ヲ所轄稅
 務者ニ提出スベシ
 第八條 第二條又ハ第三條ノ申告アリタルトキハ政府ハ當該財産又ハ
 契約ニ付申告アリタルコトヲ證スル爲ニ必要ナル措置ヲ爲スモノトス
 但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 前項ノ措置ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ提出セラレタ
 ル當該有價證券其ノ他當該財産又ハ契約ヲ證スル書面ニ政府ノ發行
 スル證紙ヲ貼付シ之ニ契印スルノ方法其ノ他命令ヲ以テ定ムル方法
 ニ依リ之ヲ爲ス
 第九條 第二條又ハ第三條ノ申告ヲ爲スベキ財産又ハ契約ニシテ申告
 ノ爲サレザルモノニ付テハ命令ヲ以テ其ノ效力ノ前項又ハ處分ノ制

債權

大藏省

査時期ニ於テ其ノ事業ニ關シテ有スル財産及債務ニ關スル事項ヲ所
 轄稅務者ニ申告スベシ
 第七條 第二條又ハ第三條ノ申告ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所
 ニ依リ當該有價證券其ノ他當該財産又ハ契約ヲ證スル書面ヲ所轄稅
 務者ニ提出スベシ
 第八條 第二條又ハ第三條ノ申告アリタルトキハ政府ハ當該財産又ハ
 契約ニ付申告アリタルコトヲ證スル爲ニ必要ナル措置ヲ爲スモノトス
 但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 前項ノ措置ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ提出セラレタ
 ル當該有價證券其ノ他當該財産又ハ契約ヲ證スル書面ニ政府ノ發行
 スル證紙ヲ貼付シ之ニ契印スルノ方法其ノ他命令ヲ以テ定ムル方法
 ニ依リ之ヲ爲ス
 第九條 第二條又ハ第三條ノ申告ヲ爲スベキ財産又ハ契約ニシテ申告
 ノ爲サレザルモノニ付テハ命令ヲ以テ其ノ效力ノ前項又ハ處分ノ制

第一條 郵政省は郵便物の運送に必要なる設備を整へ、郵便物の運送を迅速にせしめ、郵便物の運送に必要なる料金を徴せしむ。

第二條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

第三條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

第四條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

第五條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

第六條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

第七條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

第八條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

第九條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

第十條 郵便物の運送は、郵便物の種類、重量、体積、危険物の有無等により、異なる料金を徴せしむ。

大藏省

限若ハ禁止ニ關シ必要ナル定ヲ爲スコトヲ得
 前項ニ規定スル財産及同項ニ規定スル契約ニ基キ契約者、生命保險
 金若ハ郵便年金ノ受取人又ハ信託ノ受益者ノ有スル權利ハ法律ノ定
 ムル所ニ依リ之ヲ國庫ニ歸屬セシムルモノトス

第十一條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ第五條ノ
 規定ニ依リ書類ノ提出ヲ爲スベキ義務アル法人又ハ第六條ノ甲告ヲ
 爲スベキ義務アル個人ニ質問ヲ爲シ又ハ當該事業ニ關スル帳簿書類、
 財産其ノ押ノ物件ヲ檢査スルコトヲ得

第十二條 大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署、銀行其ノ他命
 令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ第二條乃至第四條、第七條及第八條ニ規

會々以て... 第二項... 第三項... 第四項... 第五項... 第六項... 第七項... 第八項... 第九項... 第十項... 第十一項... 第十二項... 第十三項... 第十四項... 第十五項... 第十六項... 第十七項... 第十八項... 第十九項... 第二十項... 第二十一項... 第二十二項... 第二十三項... 第二十四項... 第二十五項... 第二十六項... 第二十七項... 第二十八項... 第二十九項... 第三十項... 第三十一項... 第三十二項... 第三十三項... 第三十四項... 第三十五項... 第三十六項... 第三十七項... 第三十八項... 第三十九項... 第四十項... 第四十一項... 第四十二項... 第四十三項... 第四十四項... 第四十五項... 第四十六項... 第四十七項... 第四十八項... 第四十九項... 第五十項... 第五十一項... 第五十二項... 第五十三項... 第五十四項... 第五十五項... 第五十六項... 第五十七項... 第五十八項... 第五十九項... 第六十項... 第六十一項... 第六十二項... 第六十三項... 第六十四項... 第六十五項... 第六十六項... 第六十七項... 第六十八項... 第六十九項... 第七十項... 第七十一項... 第七十二項... 第七十三項... 第七十四項... 第七十五項... 第七十六項... 第七十七項... 第七十八項... 第七十九項... 第八十項... 第八十一項... 第八十二項... 第八十三項... 第八十四項... 第八十五項... 第八十六項... 第八十七項... 第八十八項... 第八十九項... 第九十項... 第九十一項... 第九十二項... 第九十三項... 第九十四項... 第九十五項... 第九十六項... 第九十七項... 第九十八項... 第九十九項... 第一百項...

大藏省

定スル事項ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ノ取扱ヲ爲ス法人ノ當該事務ニ從事ス
ル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス
第十三條 行使ノ目的ヲ以テ第八條第二項ニ規定スル證紙ヲ偽造シタ
ル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス
偽造ノ證紙ヲ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ偽造ノ證紙ヲ人ニ交
付シ、輸入シ若ハ移入シタル者又ハ第八條第二項ニ規定スル證紙ヲ
不正ニ使用シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第十四條 第八條ニ規定スル措置ニ關スル事務ニ從事スル者同條第二
項又ハ第十二條第一項ノ規定ニ基キ違反シテ當該措置
ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス
第十五條 第十條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シ
タル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 官署若ハ法人以當費用務ニ從事スル職員及ハ此等ノ職工在リタル者
 其ノ事務ニ關シ知得タル秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ二年以
 下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十七條 第十一條ノ規定ニ依ル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ノ検査
 ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示
 シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十一條ノ規定ニ依ル稅務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ對シ答辯ヲ
 爲サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十八條 第五條ノ規定ニ違反シ當該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載
 ヲ爲シタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ第六條ノ規定ニ違反シ申告ヲ
 爲サズ若ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルトキハ當該法人ノ取締役、理事、
 清算人若ハ此等ニ準ズル者又ハ當該個人ヲ一萬圓以下ノ過料ニ處ス
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省

第十六條 官署若ハ法人以當費用務ニ從事スル職員及ハ此等ノ職工在リタル者
 其ノ事務ニ關シ知得タル秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ二年以
 下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十七條 第十一條ノ規定ニ依ル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ノ検査
 ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示
 シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十一條ノ規定ニ依ル稅務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ對シ答辯ヲ
 爲サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十八條 第五條ノ規定ニ違反シ當該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載
 ヲ爲シタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ第六條ノ規定ニ違反シ申告ヲ
 爲サズ若ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルトキハ當該法人ノ取締役、理事、
 清算人若ハ此等ニ準ズル者又ハ當該個人ヲ一萬圓以下ノ過料ニ處ス
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス